

訪問看護医療情報連携加算に伴う揭示事項

当訪問看護ステーションでは、患者様に迅速かつ適切な看護を提供するため、地域の医療機関や介護関係者と ICT を用いて診療情報等を常時共有・確認できる連携体制を構築しております。これに伴い、地方厚生局長に届け出を行った上で、令和 8 年 6 月より下記の通り算定させていただきます。

【対象者】

ICT を用いた医療情報連携に同意し、かつ過去 90 日以内に他の連携機関（病院や診療所など）から ICT を通じて医療・ケア情報が共有された利用者様

【算定内容】

訪問看護医療情報連携加算……………1,000 円/月（10 割負担の場合）

【算定条件】

1. 記録された利用者の診療情報等が連携機関間の協議に基づき一元的に管理されたサーバーで保管されていること。
2. 診療情報等の共有は、利用者、その家族又は連携機関（以下「参加者」という。）のうち利用者が同意した者のみにおいて行われること。
3. 参加者の範囲が随時設定可能であること。
4. 参加者が診療情報等を常時閲覧・取得可能で、利用者ごとに時系列で速やかに表示される ICT を用いること。
5. 参加者が常時必要な診療情報等を共有できること。
6. 一般社団法人保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会が公表している「医療情報連携において、SNS を利用する際に気を付けるべき事項」におけるプライベート SNS に係る事項、厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考とすること。
7. 連携機関（特別の関係にあるものを除く。）の数が 5 以上であること。
8. ICT を用いた連携体制を構築している訪問看護ステーションであることについて当該訪問看護ステーションの見やすい場所に揭示し、揭示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

【連携先】 ※順不同

医療法人平成博愛会 世田谷記念病院、ユニスマイル薬局 用賀三丁目店、有限会社玉川ケアサービス、やさしい手 用賀居宅介護支援事業所、ココカラファイン薬局 砧店、日本調剤 尾山台南口薬局

令和 8 年 5 月 22 日 医療法人社団プラタナス桜新町ナースケア・ステーション
管理者 國居早苗